

令和5年5月

富士市農業委員会会議議事録

1.開催日時 令和5年5月11日(木) 午前 9時30分から 10時35分

2.開催場所 富士市役所庁舎8階 政策会議室

3.出席委員

農業委員会会長 17番 渡邊 萬里
農業委員会会長職務代理者 1番 望月 稔

委員 2番 望月 英俊
3番 田村 英俊
4番 高井 修一
5番 谷津倉 寛
6番 笹古 時男
7番 渡邊 武敏
9番 鈴木 一孝
10番 新舟 進
11番 長尾 忠
12番 佐野 隆洋
13番 佐藤 正職
14番 渡邊 哲史
15番 太田 篤子
16番 安藤 公男
18番 後藤 環

4.欠席委員 8番 近藤 敏男

5.議事

(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

6.農業委員会事務局職員

事務局長 原 清浩
統括主幹 深澤 公保
主幹 野村 昌寛
主査 武内 清高
主査 市川 由美恵

会長

まず、議事に先立ちまして、会長より議事録署名人を指名いたしますが、会長より指名しても、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないと認め15番太田 篤子君、16番安藤 公男君の両名を本日の会議の議事録署名人に指名致します。

次に、本日の会議書記につきまして、農業委員会事務局職員の市川主査を指名いたします。

それでは議事に入ります。

議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」ですが、こ

れにつきましては先に配布してあります富士市農業委員会会議議案により審議を進めます。

お手元の議案の3ページ、議第12号農地法第3条の規定による許可決定についての審査から、報第24号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書についてまでの、計7件を順に議題に供します。
事務局に朗読させます。

事務局 (事務局議案3ページ「議題」朗読)

会長 最初に、議案5ページの議第10号 農地法第3条の規定による許可決定について、審議をお願いします。
鷹岡地区12番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ鷹岡地区12番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は、JAふじ伊豆 丘支店の200m程北側にあります。譲渡人は、高齢のため耕作管理ができなくなった、譲受人は本地を譲受け農業経営の拡大を図りたいとの話です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 鷹岡地区12番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
鷹岡地区12番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長 次に、鷹岡地区13番、14番は関連がありますので一括審議します。事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ鷹岡地区13番、14番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は、鷹岡から吉原に向かう弥生線の香西付近にあります。譲受人は友人達と数人で農業を行ってきました。一部は田でつくっているところもありますが、主に畑としてつくってありました。マルチをかけてトウモロコシを作付けをしてありました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局	本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	鷹岡地区13番、14番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 鷹岡地区13番、14番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
会長	次に、岩松地区15番について事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案5ページ岩松地区15番朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は、岩本山団地の入口にあります。以前は、譲渡人が温州みかんを栽培していましたが、車が通る道路と接していない・労力不足といったことから、現在は十分な管理がされておらず遊休農地となっています。譲受人は、茶の栽培農家の祖父と同居しており、勤めの傍ら、長年にわたって農業を手伝ってきましたが、祖父の高齢化に伴い、現在は経営を引継ぎ専業農家として農業に従事しています。今回の申請地に隣接する南側の農地は、譲受人が茶畑を改植し、現在はレモンを栽培しています。今回の取得地も同様にレモンを栽培する予定でいます。譲受人は、レモン栽培を中心とした農業経営を計画しており、順次改植を行うなど積極的に取り組んでいます。また農繁期には家族の協力も得られ、労働力的にも問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	岩松地区15番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 岩松地区15番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
会長	次に、富士川地区16番について事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案6ページ富士川地区16番 朗読)

会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は、富士川楽座から80m程西にあります。譲渡人は会社員であり農地を適切に管理できないため、譲受人は譲渡人に代わって申請地を10年以上耕作してきました。現在は野菜を栽培し、栗や柿等の植栽もしており、今後は少しずつ農地を増やしていきたいという話です。問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	富士川地区16番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 富士川地区16番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
会長	次に、島田地区17番について事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案6ページ島田地区17番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
事務局(報告者代理)	地区の担当委員が急遽欠席されましたので、委員から事前に伺った内容を事務局から説明させていただきます。申請地は、東部浄化センターの東、赤淵川を越えた南側にあります。譲受人は昔から大きく農業を行っており、今後は息子さんが後を引継ぐ予定であり、問題ないと思うとの話でした。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	島田地区17番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 島田地区17番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
会長	次に、大淵地区18番と議案11ページ、非農地証明大淵地区5番、6番は関連

がありますので一括審議します。事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案7ページ大淵地区18番 議案11ページ大淵地区5番、6番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

事務局(報告者代理) 申請地は、大きく分けて6つあります。1つ目は大富士製茶西側にあり、現況は山砂利置場・草・すすき畑です。2つ目は八王子本町公会堂の南西400m程にあり、現況は一部を道路として使用し、その他大部分は草木が生えています。3つ目は大淵第一小学校の北側200mにあり、現況は大木のある藪です。4つ目は施工技術総合研究所の北側にあり、現況は植木の苗を育てています。5つ目は障害者支援施設きぼうの里の東北側にあり、現況は山林です。6つ目は富士岡南のグラウンドの東側100m程にあり、現況は水田として利用されています。非農地証明申請地の現況は、5番は山林、6番は山林・盛り土等となっています。
譲渡人は農家でしたが、現在は農業をしていないため手放すことにしました。譲受人は各所に農地を所有しており、ネギの栽培・茶畑など幅広く耕作を行い管理もしています。譲受人は申請地を畑として耕作したいと話していますが、山が多くどうでしょうか。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 大淵地区18番と非農地証明、大淵地区5番6番についてご質問ございませんか。

委員 申請地は、面積が広く耕作にもかなりの時間がかかると思われます。耕作できるのでしょうか。

事務局 今回提出された申請書の中には、「土地を取得した際には、自社所有ユンボ等で耕作地へ復元を行い耕作を行うものとします。」と記載があります。令和5年4月1日に農地法が改正されましたが、自己所有の土地を荒らしている者は新たに土地を取得できないという大前提は変わっておりません。譲受人が今後も事業を継続していくためにも、今回の申請地も開墾していくつもりであると思われます。

委員 譲受人の従業員は、どの位いるのでしょうか。また、この譲受人が現状所有している土地については、荒らさずに耕作管理されているのでしょうか。

事務局 申請書によれば、従業員は8人と記載されています。現状所有している土地については、すべて耕作管理されています。

会長 その他の質疑がございませんので、裁決に移ります。
大淵地区18番と非農地証明、大淵地区5番6番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)
ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長 次に、北部地区19番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案8ページ北部地区19番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)	申請地は、広見町 茶の木平公園の東北200m位にあり、市街化区域です。譲渡人は、農地法5条の宅地分譲の際に取得した官地(畑)を利用することができないため、譲受人に譲渡したい。譲受人は、自作地に点在して隣接する本地を譲受け、一体として耕作をしたい、との話です。現況を確認したところ、畑は植木が植えられていました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	北部地区19番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 北部地区19番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で、農地法第3条の規定による許可決定についての審議を終わります。
会長	次に、議案9ページの議第13号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について、審議をお願いします。 大淵地区1番について事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案9ページ大淵地区1番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は、かたから明和園の南西200m位にあり、現況は畑というより石もあり原野に近い状況です。第3種の農地ということで問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから、第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	大淵地区1番についてご質問ございませんか。
委員	こちらを貸す先はどちらになりますか。
事務局	こちらの申請地の隣に、昨年度許可した事業所が建ちます。その事業所の従業員駐車場として利用したいとのことでした。
会長	その他の質疑がございませんので、裁決に移ります。 大淵地区1番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)
ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で、農地法第4条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。

会長 次に、議案10ページの議第14号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について、審議をお願いします。
鷹岡地区15番について事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案10ページ 鷹岡地区15番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は、西富士道路の料金所があった場所から東北200m位のところにあります。昨年度は資材置場として1年間借りたいと申請があり、今回は公共事業の請負にあたり2年間借りたいとの話です。現況は残土等が置かれています。以前は荒れていて草刈りが大変でしたが、現在は譲受人の会社の従業員達が草刈りをして管理をしていることから、近隣の方には喜ばれているとの話でした。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、生産性の低い農地であることから、第2種の農地と考えます。また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 鷹岡地区15番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
鷹岡地区15番についてご異議ございませんか。

会長 (異議なしの声あり)
ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
次に、松野地区16番について事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案10ページ 松野地区16番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は、松野まちづくりセンターの南西100m位にあります。申請地のすぐ隣には、譲渡人の家族が以前経営していた店の空き店舗があります。譲受人は県外在住で太陽光発電事業を行っています。近年、静岡県東部の仕事が増えたため、比較的交通の便が良い今回の土地を購入し、駐車場及び資材置場として利用、また隣の空き店舗も購入し事務所として利用したいとの話です。現況を確認したところ、道路側は埋め立て芝が植えられており、奥側は畑としてジャガイモ等が植えられていました。資材置場にするためには、一部埋め立ても必要となりますが、申請地の北側の農地は耕作していませんので特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから、第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長	松野地区16番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 松野地区16番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
会長	ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で、農地法第5条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。 次に、議案11ページの議第15号 非農地証明申請書の審議について審議をお願いします。 松野地区4番について事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案11ページ 松野地区4番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は、南松野公園の東南200mにあります。申請人は平成19年に申請地の西側にある古民家カフェをオープン。その頃から、申請地は店舗敷地と一体の庭園として使用されてきました。古民家カフェは市の観光パンフレットに掲載されており、これから更に力を入れていくにあたり確認したところ、農地であったため申請することにしたとのこと。申請地は桜をはじめ大きめの植木が植えてあり、所々にベンチが設置されていました。中央には店舗のシンボリック存在である富士川時代の岩淵にあった火の見櫓が移設されており、以前よりこのような状況であったことが確認されました。農地への再生は困難と思われるので、ご審議のほどよろしくお願いたします。
会長	松野地区4番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 松野地区4番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
会長	ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 大淵地区5番6番は審議済みですので、以上で非農地証明申請書の審議についてを終わります。 次に、議案12ページの議第16号 租税特別措置法第70条の6第1項適格者証明について審議をお願いします。 鷹岡地区2番について事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案12ページ鷹岡地区2番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は、大きく分けて3つあります。1つ目は富士見霊園の東隣にあり、現状は茶畑です。2つ目はかつてJA杉田支店があった場所の南側500m位にあり、根深ネギを栽培していました。3つ目は、久沢共同墓地の東側にあり、ほとんどが茶畑です。相続人は、30年以上農業を行っている専業農家です。ご審議のほどよろしくお願いたします。
会長	鷹岡地区2番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
鷹岡地区2番についてご異議ございませんか。

会長 (異議なしの声あり)
ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で租税特別措置法第70条の6第1項適格者証明についてを終わります。
次に議案13ページからの報告案件について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案13ページから26ページ 報第23号から報第27号 朗読)

会長 次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告願います。

事務局 (事務局議案4ページ「専決報告」朗読)

会長 以上で、議事(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告を終わりとします。

以上で議事はすべて終了しました。

令和5年5月11日

農業委員会会長

同委員

同委員
